

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県国土利用計画審議会条例		
条 例 番 号	昭和 49 年神奈川県条例第 53 号	法 規 集	第 12 編第 1 章
所 管 部 局 室 課	政策部土地水資源対策課		
条 例 の 概 要	国土利用計画法第 38 条第 2 項の規定に基づき、神奈川県国土利用計画審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	国土利用計画法第 38 条第 1 項の規定により、都道府県に置くこととされている神奈川県国土利用計画審議会について、同条第 2 項の規定に基づき、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	審議会は、県国土利用計画の策定及び改定など国土利用計画法に基づき付与された権限に属する事項や知事の諮問に応じて本県における国土利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議をすることを目的に設置されたものであり、本県の土地利用施策を推進する上で、有効に機能している。	審議会開催実績 平成 16 年度 1 回 平成 17 年度 1 回 平成 18 年度 1 回 平成 19 年度 1 回 平成 20 年度 1 回
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	審議会の委員は、学識経験者 16 名、県民を代表する県議会議員 7 名及び関係行政機関の長 2 名の計 25 名で構成されており、効率的な調査審議が行われている。	委員構成 学識経験者 16 名、県議会議員 7 名、関係行政機関の長 2 名（H21. 2. 2 現在欠員 1 名のため合計 24 名）
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	神奈川県力構想の基本方針である「次の世代に引き継げる持続可能な県土づくり」を推進するために必要な条例であり、県政の基本的な方針に適合している。また、会議は原則公開としており、「行政システム改革基本方針」及び「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」にも適合している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しない か。 ）	国土利用計画法第 38 条第 2 項に基づき、審議会に関し必要な事項を定めているものであり、憲法、法令に抵触しない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は認められず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>

